

日本 GAP 協会 会費と会員特典

一般財団法人日本 GAP 協会は、JGAP および ASIAGAP に賛同する個人、法人若しくは団体を会員としており、年会費を下記のとおり定めます。

【会員 農業生産者】（消費税対象外）

年会費は1口1万円とし、最低口数を1口とします。

※当該年4月から翌年3月を一期とします。

	年会費 1口以上
単独農場（個人・法人）での入会	1農場あたり 1万円 / 口
団体として入会の場合（割引制度）	
2－10農場で構成される団体	1農場あたり 9千円 / 口
11－50農場で構成される団体	1農場あたり 8千円 / 口
51－100農場で構成される団体	1農場あたり 7千円 / 口
100以上の農場で構成される団体	1農場あたり 6千円 / 口

* 個人事業主・法人を問わず、ひとつの農業経営体を1農場と数えます。

* 団体として参加する場合は、下記の情報を提出頂きます。

- ・ 団体名
- ・ 団体を構成する農場（生産者）リスト（団体の中の小部会として入会も可）
- ・ 団体の代表者
- ・ 窓口となる担当者（代表者と同じでも可）

■会員特典

- (1) 協会からの GAP に関する情報の提供
- (2) GAP に取り組む際に必要な基準書「管理点と適合基準」および JGAP/ ASIAGAP のポスター一式の提供（初回入会時）
- (3) 会員相互の情報交換・交流の支援
- (4) JGF 会員ロゴの使用
- (5) JGAP 農畜産物使用ロゴマークの発行手数料と年間使用料が無料
- (6) JGAP および ASIAGAP 公式広報物の購入
- (7) 指導員専用サイトの閲覧
- (8) その他、GAP に関する各種相談をお受けします
 - 団体として入会している場合でも、農場毎に特典を得られます

最終改定日 2023年9月1日

【会員 小売・中食・外食・食品メーカー、農業関連企業・団体、その他】

(消費税対象外)

年会費は1口10万円とし、資本金の額に応じて、最低口数を次のとおりとします。

※当該年4月から翌年3月を一期とします。

資本金の額	口数
3億円以上	3口以上
5,000万円以上	2口以上
その他（公益団体等を含む）	1口以上

【公益団体について】

公益団体は、次の法人を指します。

社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更正保護法人、特定非営利活動法人、労働組合、信用金庫、協同組合、共済組合、中間法人

■会員特典

- (1) 協会からのGAPに関する情報の提供
- (2) GAPに取り組む際に必要な基準書「管理点と適合基準」およびJGAP/ASIAGAPのポスター一式の提供（初回入会時）
- (3) 日本GAP協会の広報物にて、支援企業としてのご紹介
- (4) 会員相互の情報交換・交流の支援
- (5) JGF会員ロゴの使用
- (6) JGAP農畜産物使用ロゴマークの発行手数料と年間使用料が無料
- (7) JGAPおよびASIAGAP公式広報物の購入
- (8) 指導員専用サイトの閲覧
- (9) JGAPおよびASIAGAP認証農場に関する情報提供
- (10) その他、GAPに関する各種相談をお受けします

【情報・購読会員】（消費税対象）

JGAPおよびASIAGAPの情報を希望する個人・法人・団体が対象。

年会費 個人の場合11,000円（税込） / 法人・団体の場合110,000円（税込）

※当該年4月から翌年3月を一期とします。

■会員特典

- (1) 協会からのGAPに関する情報の提供
- (2) GAPに取り組む際に必要な基準書「管理点と適合基準」およびJGAP/ASIAGAPのポスター一式の提供（初回入会時）
- (3) JGAPおよびASIAGAP公式広報物の購入
- (4) その他、GAPに関する各種相談をお受けします。

最終改定日 2023年9月1日

以上

指導員専用サイトの閲覧について

日本 GAP 協会 会員の皆様が受けられる特典のうち、「指導員専用サイトの閲覧サービス」について、ご案内いたします。

指導員専用サイトの閲覧をすることができます。

■ 閲覧内容

- ・ JGAP 指導員研修で使用している研修資料
- ・ JGAP 指導員基礎資料（サンプル帳票等）
- ・ その他、基準に関する最新情報等

■ ログイン方法

入会時にメール登録者様宛にユーザー名およびログイン方法をお知らせしています。

■ （重要）メールアドレス変更等について

- ・ 会員更新時にメール登録者様のアドレスに変更があった場合には、協会事務局にてご登録内容を更新いたしますので、ご了承ください。

※メール登録者様とは、お申込み時の窓口に代表者のみ記載の場合は代表者様のことを、窓口に代表者と担当者を記載の場合は担当者様のことを言います。